

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第83条（第8条）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会医療法人 文珠会
主たる事務所の所在地	函館市昭和1丁目23番11号
法人の種別	社会医療法人
代表者の氏名	理事長 蒲池 匡文
電話番号	0138-40-1500

2 事業所の概要

施設の名称	訪問リハビリテーション グランドサン亀田
施設の所在地	函館市石川町191番地4
都道府県知事許可番号	0151480019
管理者の氏名	吉川 修身
電話番号	0138-46-3151
FAX番号	0138-46-9139

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
入所サービス	平成12年4月1日	0151480019	100名
短期入所療養介護	平成12年4月1日	0151480019	空床利用
介護予防短期入所療養介護	平成18年4月1日		
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	0151480019	40名
介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日		

4 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないとのリハビリテーションの基本方針に沿って、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画を立て、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 事業の方針

当事業所は、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて機能訓練及びADL訓練、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

当事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めて行きます。

5 通常の実施地域

通常の事業の実施地域は以下のとおりです。

函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧楳法華村、旧南茅部町は除く）。

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日及び12月30日より1月4日までを除く。
営業時間	午前8時45分から午後5時20分
サービス提供時間	午前8時45分から午後5時20分

7 事業所の職員体制

従事者の職種	人員	業務内容
管理者・医師	1名（兼務）	事業所の運営、管理・利用者の健康管理
理学療法士	5名（兼務5名）	利用者のリハビリ
作業療法士	4名（兼務4名）	利用者のリハビリ
言語聴覚士	1名（兼務1名）	利用者のリハビリ

（1）契約書及び重要説明書は、リハビリスタッフに代わって支援相談員または事務員等がご説明させていただきます場合があります。

（2）担当になる訪問リハビリスタッフの選任（担当の変更を含みます）は、本事業所が行い、利用者及び家族が訪問リハビリスタッフを指名することはできません。

（3）事業所の都合により担当の訪問リハビリスタッフを変更する場合や急遽訪問するスタッフが変更となる場合には、利用者やその家族に対し事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

8 施設サービスの内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

サービスの種類	内 容
健康チェック	・ 血圧、脈拍等を測定します。
リハビリテーションの実施	・ 利用者のご自宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活がより活動的なものとなるように支援します。機能回復訓練や生活動作をスムーズに行うための訓練を医師の指示に基づき行います。
サービス担当者会議への参加	・ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画書の作成等	・ 医師及び理学療法士、作業療法士、その他の職種の者が多職種協同によりリハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。 ・ 計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標やサービスを記載します。 ・ 訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）にそって作成し、利用者・家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。 ・ 訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画に基づき、指定訪問（介護予防訪問）リハビリテーションのサービスを提供します。 ・ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 ・ それぞれの利用者について、訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。
指導・助言	・ リハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する補助具や福祉用具の使用方法についての指導、助言等を実施して行きます。
相談及び援助	・ 利用者とその家族からのご相談に応じます。

○サービスの費用

1) 訪問リハビリテーション費／1回20分目安（1割負担分）

要介護1	308円／1回
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

※利用者の負担割合に応じた額の支払になります。

2) 介護予防訪問リハビリテーション費／1回20分目安（1割負担分）

要支援1	298円／1回
要支援2	

※利用者の負担割合に応じた額の支払になります。

3) その他の加算（1割負担分）

加算名	料金		算定要件
リハビリテーション マネジメント加算ロ	介護	213 円/月	加算イの要件に適合すること。利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。
リハビリテーション会議 開催時の医師の参加と 説明	介護	270 円/月	リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
短期集中 リハビリテーション実施加算	介護	200 円/日	・集中的にリハビリテーションを実施すること。 ・リハビリテーション加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。 ・退院（所）日又は認定日から起算して3月以内。
	予防	200 円/日	・週2日以上集中的にリハビリテーションを実施すること。 ・退院（所）日又は認定日から起算して3月以内に行われる場合は、1日当たり20分以上リハビリを実施した場合。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	介護	240 円/日	・週2日を限度として加算。 ・認知症であると医師が判断された者に対して、退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーションを実施した場合。
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	介護 予防	6 円/回	勤続年数3年以上のリハビリ職員が配置されていること。
退院時共同指導加算	介護 予防	600 円/回	退院前のカンファレンスに参加、退院時共同指導を行った後、初回訪問リハビリテーションを実施した場合。

※利用者の負担割合に応じた額の支払になります。

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通)

(2) 介護保険給付外サービス (その他の料金)

①交通費

実施地域にお住まいの方は無料です。

②その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

③キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

期 限	キャンセル料
利用日の前日まで	無 料
利用日の当日	利用者負担金の100%

(3) 支払い方法

原則毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、現金、銀行振込の2つの方法があります。契約時にお選びください。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、担当者までお気軽にご相談ください。また、施設の相談窓口での受付や施設設置のご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

相 談 窓 口	電 話 番 号 0138-46-3151
苦情対応窓口	FAX番号 0138-46-9139
	リハビリ室科長 古川 和也
	対 応 時 間 午前8時45分～午後5時20分

協力施設：介護老人保健施設 グランドサン亀田（苦情対応窓口）

相 談 窓 口	電 話 番 号 0138-46-3151
苦情対応窓口	FAX番号 0138-46-9139
	支援相談員 甲谷 辰徳 / 遠山 裕未 / 石塚 晴菜
	対 応 時 間 午前8時45分～午後5時20分

公的機関においても、次の機関において苦情等の申し出ができます。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当 (養護者による高齢者虐待)	所 在 地 函館市東雲町4番13号 電話番号 0138-21-3025
函館市保健福祉部指導監査課 高齢者担当 (要介護施設従事者等による高齢者虐待)	所 在 地 函館市東雲町4番13号 電話番号 0138-21-3926 0138-21-3927 0138-21-3923
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護・障害者支援課	所 在 地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175

※上記以外の市町村の方は各市町村窓口にてお申し出ができます

10 事故発生時の対応

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたって、事故が発生した際には次の窓口で対応いたします。

電話番号	0138-46-3151
FAX番号	0138-46-9139
事業所名	訪問リハビリテーション グランドサン亀田 介護予防訪問リハビリテーション グランドサン亀田
管理者	吉川 修身
リハビリ室科長	古川 和也

- (1) 利用者及び家族に対しては、誠心誠意、事故後の必要な対応を速やかに行い、また同時に事故説明及び今後の対応等について説明いたします。
- (2) 事故の原因分析と評価検討を行い、その後の事故発生防止対策への反映を図ってまいります。
- (3) 利用者及び家族が事故の申し立て等を行ったことを理由に、いかなる不利益な取り扱いをすることはありません。
- (4) 行政機関への届出は速やかに行います。届出に当たっては事前に入所者及び家族連絡を行います。

11 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

12 当事業所ご利用の際の留意事項

主治医からの情報提供	訪問リハビリは主治医からの情報提供のもとで行っていますので、訪問リハビリを利用するには主治医からの情報提供が必要となります。
施設医師のリハビリ指示	主治医からの情報提供をもとに、施設医師の診察によりリハビリの指示を出します。指示の有効期限は3カ月間となります。
突発的な訪問時間の変更	訪問時間はあらかじめ決まっておりますが、突然の急変への対応や事故、渋滞などで変更をお願いする場合があります。事前に連絡するよう心がけておりますのでご了承下さい。
飲酒・喫煙	リハビリ中の飲酒及び喫煙は禁止とさせていただきます。
宗教活動・政治活動 迷惑行為等	事業所関係者に対する迷惑行為を及ぼす宗教活動、政治活動、営利目的等固く禁止いたします。
その他	お茶などのお心遣いはご遠慮させていただきます。